

## お知らせ

### 児童手当の現況について

児童手当は、受給要件の有無を確認するために、毎年6月1日現在で、「現況届」の提出が必要となります。

対象者には6月中旬に「現況届」を郵送します。

現況届の提出がないと6月以降の児童手当を受けられなくなりま

すので、お手元に届きましたら、内容を確認のうえ必ず提出してください。

### 結婚相談所を開設します

出会いの機会がない。異性との交流であと一歩が踏み出せない。そんなあなたを専門のアドバイザーがサポートしますので、お気軽にご利用ください。(登録・利用は無料です。)

### ◆相談日

6月14日(日)・15日(月)  
午前9時～午後4時

※事前予約が必要となります。  
※新型コロナウイルス感染症予防のため、中止となる場合があります。

### ◆場所

平林会館2階第3研修室  
(大衡字平林62番地)

### ◆対象者

黒川地区内に住所がある方や勤務している方、又はそのご家族

### ◆問い合わせ先

黒川地区後継者対策推進協議会  
(事務局：大郷町まちづくり政策課) ☎359-5537

### ◆ご寄付 ありがとうございました

株式会社TKC様より新型コロナウイルス感染症対策支援として、多額の寄付金をいただきました。

また、株式会社環境開発公社エムシーエム様より500枚、大瓜下地区の小川宗寿様より千枚のサージカルマスクをいただいた他、村民の方からも手作りマスクを寄贈していただきました。  
寄付金、マスクは新型コロナウイルス感染症予防対策に活用させていただきます。  
ありがとうございました。

### ◆人事

◆少年保護員(5月1日付)  
衡中東 小川めぐみ(新任)

### ◆役員職員

異動(5月1日付)  
住民生活課  
主任 齊藤 亜紗美

### 国税の新型コロナウイルス感染症対応

#### ○申告相談が困難な方は

新型コロナウイルス感染症の影響で、申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税を期限内に申告できなかった方は、期限を区切らず確定申告書を受け付けています。申告相談は混雑緩和を図るため、電話や税務署の窓口で事前予約制で受け付けていますので、申告書の作成又は来署することが可能になった時点で、ご相談ください。

#### ○納付が困難な方は

新型コロナウイルス感染症の影響で、国税を一時に納付することが困難な方からの、猶予制度に関する相談や質問は、国税局猶予相談センターで受け付けています。  
☎0120-945-430  
受付時間 午前8時30分～午後5時(土日・祝日除く。)

◆問い合わせ先 仙台北税務署  
☎222-8121

## 納税のお知らせ 納期限(口座振替日) 6月30日(火)

税目等	納期月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村民税				1期		2期		3期		4期			
固定資産税			1期		2期		3期		4期				
軽自動車税			全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
介護保険料		1期		2期		3期		4期		5期	6期		
後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替の方は前日までに残高をご確認願います。納期限までに納付されない場合、督促手数料や延滞金が加算されます。

なお、病気やその他の事情により、納期限までに納付が困難な方の納付相談を随時受け付けています。

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

## 今月の相談

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、原則電話のみの相談対応とさせていただきます。

### 生活相談

生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

相談日	3日(水)	10日(水)	17日(水)	24日(水)
-----	-------	--------	--------	--------

◆時間 午前9時～正午

◆相談受付・問い合わせ先

社会福祉協議会 ☎345-6631



### 宮城県司法書士会による出張相談会(無料)

◆相談日 10日(水)

◆時間 午後1時～4時

◆相談受付・問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512



お気軽にご相談ください

### 消費生活相談

相談日	3日(水)	10日(水)	17日(水)	24日(水)
-----	-------	--------	--------	--------

◆時間 午前9時～午後4時

◆相談受付・問い合わせ先

住民生活課 ☎341-8512

### 健康何でも相談

血圧のこと、血糖のこと、こころのことなど、健康について相談できます。(体成分や血管年齢の測定もできます。)

◆相談日 24日(水)

◆時間 午後1時30分～3時

◆場所 福祉センター

◆問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

※個別に対応しますので、事前に必ずご連絡ください。

## 「新型コロナウイルス感染症に関連した法務大臣メッセージ」

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や濃厚接触者、医療従事者に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務大臣メッセージは、YouTube 法務省チャンネル(<https://youtube.com/RYS00qCxo-0>)をご覧ください。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

困った時は、一人で悩まず、人権相談窓口までご相談ください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分

様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

いじめ・虐待(ごやうたい)など子どもの人権問題に関する相談はこちら  
子どもの人権110番 ☎0120-007-110

家庭内暴力など女性の人権問題に関する相談はこちら  
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

インターネットでも人権相談を受け付けています  
インターネット受付 ☎0120-945-430

1/19/2020 スマートフォン共通 <https://www.jinken.go.jp/>

相談する <https://www.jinken.go.jp/kodomo/>  
(パソコン、スマートフォン共通)  
下のQRコードを読み込んでください

## 消費生活相談窓口から \* 転ばぬ先の消費者知識 \*

### 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法や詐欺に注意しましょう!

新型コロナウイルス感染症拡大に便乗した消費者トラブルが発生しています。

トラブル事例

- 10万円の給付金を支払うのでURLにアクセスして申請を行うようにとのメールが届いた。  
⇒手続きに関して行政・公的機関の職員が、通帳やキャッシュカードを預かったり、電話やメール・SMSで個人情報や暗証番号を聞き出すことや、メールでの手続きを促すことは絶対ありません。
- 注文した覚えのないマスクや消毒液などの商品が届き、高額な代金を請求された。(送り付け商法)  
⇒身に覚えのないマスクなどが届いた場合は、慌てて業者に連絡したり、代金を支払ったりせず、そのまま保管してください。事前連絡なく届いた商品は受け取った場合でも売買契約は成立していないため、届いた日から14日間が経過すれば自由に処分して構いません。
- 保健センターをかたり、マスクやPCRキットを送付するため、家族構成を教えてくださいという不審な電話があった。
- 行政から委託を受けているという業者から、住居の消毒を勧誘する電話があり、住所や名前などを聞かれた。  
⇒金銭的な被害はありませんが、個人情報の入手、所在を確認する意図で、詐欺被害につながる恐れがあります。個人情報を伝えないようにしましょう。
- 「新型コロナウイルス感染症に効果あり」などの広告に注意  
⇒感染予防の効果をうたう健康食品や空間除菌剤、マイナスイオン発生器など効果を裏付ける根拠のない商品にも注意しましょう。  
今後、新たな手口が出てくる可能性があります。十分注意してください!

◆問い合わせ先  
住民生活課  
☎341-8512